

平成25年11月28日

知的財産分科会 御中

委員

弁護士 林 いづみ

本日の知的財産分科会は公用により欠席するため、文書で意見を提出いたします。

知財人材の育成について

冠省 現在、内閣官房・法曹養成制度改革推進会議で法曹養成制度の改革論議がなされており、その中で司法試験の論文試験から、知的財産法を含む選択科目を廃止する改正提案（「推進室案」）がなされています。

御案内の通り、当該推進室案に対しては、当職を含む当知的財産分科会の各委員の皆様がご関係の団体などの多方面から、強い反対意見が表明されております。ここに、平成25年11月12日開催の法曹養成制度改革顧問会議（第三回）において、日本弁護士連合会（日弁連）を含む関係諸団体から提出された「推進室案」に反対する意見書を提出いたしますので、宜しくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 【日本弁護士連合会】

反対意見

2 【日本知的財産協会】

「新司法試験の選択科目廃止について」

3 【弁護士知財ネット】

「司法試験（論文試験）から選択科目を廃止することに反対する意見書」

4 【特定非営利活動法人エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワーク】

「司法試験（論文試験）から選択科目（知的財産法を含む）を廃止することに反対する
理事長声明」

以上

司法試験・予備試験科目に関する「推進室案」について

日本弁護士連合会

1 司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

- 基本的な法律科目をより重点的に学習することの必要性和、同観点も踏まえ、司法試験の負担軽減をはかる必要があることについて異論はないが、これらへの対応としては、司法試験の短答式試験科目を憲法、民法、刑法に限定することで十分である。
- 現状の合格率の下で司法試験の選択科目を廃止すると、法科大学院生は司法試験科目（基本六法＋行政法）の学修に一層傾倒することになり、多様な法曹の養成や法曹の活動領域の拡大という流れに逆行することになる。「推進室案」では専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとするが、現在の低合格率の下ではそのようなプラスの効果は生じない。
- 憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目について理解できていれば、専門的法分野については事件対応が必要になって学べば対応可能という議論があるが、そのような議論は、展開・先端科目等の履修を通じて多様な法曹を養成するという法科大学院制度の趣旨にそぐわない。また、実際、弁護士業務においては専門的法分野に関する体系的理解の有無が弁護の質に影響することも否定できない。
- 現実にも、司法試験で選択した選択科目がその後の実務における専門性の獲得に役立っているとの声は法科大学院を修了した弁護士において多数聞かれるところである。
- 法科大学院入学者の中には、弁理士、税理士、社労士といった資格を有する者や、社会人として労働分野、知的財産分野等で仕事をしてきた社会人も一定数存在するが、これらの人材の中には、選択科目の存在がアドバンテージになると考えて法科大学院に入学した者も一定数存在しており、選択科目の廃止は、このような観点からも法曹の多様性確保の理念に逆行する。

2 予備試験の短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目＋一般教養科目とする点について

(結論)

賛成できない

(理由)

- 司法試験は原則として法科大学院を修了したことを前提に、法曹になるのに必要な能力を判定する試験（司法試験法1条1項）であるのに対し、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を判定する試験（同法5条1項）であり、両試験の趣旨目的は基本的に異なる。したがって、司法試験の科目限定に「伴い」、予備試験の科目を限定するという関係には立たない。
- 司法試験で短答式試験を憲民刑法の3科目に削減することが認められるのは、憲民刑法以外の科目については論文式試験が実施されるからという理由に加え、これらの科目についても法科大学院の必修科目として単位が取得されており、そのなかで、短答式試験が判定する能力である「専門的な法律知識及び法的な推論の能力」（司法試験法3条1項本文）についても最低限のチェックは受ける制度になっていることが前提である。
- 現実的にも、論文式試験で出題できる範囲というのは各法分野において比較的限られており、旧試験時代の末期には、憲民刑法以外の科目については、論文式試験で出題されない部分は教科書すら読まないといった事態が生じていた。本改正がなされると、予備試験受験者においても、同様の受験対策をとることになることが危惧される。
- 短答式試験科目の限定が予備試験の負担軽減と受け取られ、法曹志望者を（法科大学院ではなく）予備試験に誘導する効果を持つことが懸念される。すなわち、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するという予備試験の制度趣旨から乖離しつつある現状を加速させ、法科大学院を中核とする法曹養成制度という基本的骨格を損ねることにもなりかねない。

3 予備試験の論文式試験に選択科目を追加する点について

(結論)

推進室案の前提の下では賛成できない

(理由)

予備試験の論文式試験に選択科目を追加することの是非自体については議論のあり得るところであるが、推進室案が、司法試験の論文式試験について選択科目を廃止することを前提として、予備試験の論文式試験に選択科目を追加するという案であるならば、これについては賛成できない。

4 予備試験の論文式試験の一般教養科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

- 推進室案は、司法試験の選択科目（論文式）を廃止することに伴い予備試験の一般教養科目（論文式）を廃止とするが、両者に関連性は認められない。
- 旧司法試験の一次試験（内容は一般教養）について論文式試験が課されていたこととの対比でみても、一般教養科目について論文式試験を廃止することに合理性は認められない。

5 予備試験の一般教養科目（短答式）を大学卒業（と同程度の学歴）により免除する点について

(結論)

特に意見なし。

以 上

宮崎顧問提出資料

- 1 新司法試験の選択科目廃止について
（日本知的財産協会）
- 2 司法試験（論文試験）から選択科目を廃止することに反対する意見書
（弁護士知財ネット）
- 3 司法試験（論文試験）から選択科目（知的財産法を含む）を廃止することに
反対する理事長声明
（特定非営利活動法人エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワーク）
- 4 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画
（知的財産戦略本部）

13 日知理第 53 号

2013 年 11 月 7 日

内閣官房 法曹養成制度改革推進室 御中

日本知的財産協会

理事長 上野 剛史



新司法試験の選択科目廃止について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938 年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約 900 社を会員としており、日本を含む世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしております。

今般、貴推進室において、「新司法試験の試験科目から、知的財産法等の選択科目を廃止する。」ことがご審議されておりますが、当協会は、以下の理由から廃止には強く反対いたします。

経済のグローバル化の進展が目覚ましい現在、安倍首相のリーダーシップの元、日本が成長戦略を推進すべく政策を展開しているところであります。

しかも、その中で、知的財産は企業の公正な競争を促し、経済活動の活性化・グローバル化に大きな役割を果たしています。国が特別な司法組織として知的財産高等裁判所を設置したり、内閣に知的財産戦略本部を設置したりしていることから明らかなように、今や知的財産は国の産業を左右する一要因となっています。

従って、この知的財産を取り扱う知的財産法の法的専門家を養成することは、今後の日本経済のグローバルな発展を根本から支えることになりますので、新司法試験から知的財産法等の選択科目を廃止することに強く反対します。

知的財産を法的な面からサポートするのが、法曹界の方々であります。社会が複雑化、多様化している現在、法律の専門家には幅広い法的知識が求められ、とりわけ産業法として極めて重要である知的財産法に関係する法曹界の方々が知的財産分野において活躍するためには、知的財産法についての専門的な知識が欠かせません。新司法試験の選択科目の中でも知的財産法は専門的な深い知識が要求され、専門性の高い勉強が必要です。こうした知識の無い日本の法曹人材であるとグローバルな競争において知的財産分野で活躍することができず、海外の法律家に日本における知的財産の仕事を奪われる結果になると考えます。また、専門性の高い知的財産の弁護士が育たず、同様に裁判所においても専門性の高い知的財産の裁判官がいないこと



になり、公正な裁判に支障をきたすことが懸念されます。ひいては、日本企業の知的財産活動において日本の法曹の方の支援が得られないことになり、日本の経済成長に影を落としかねません。

以上のように、この知的財産の法的専門家を養成することは、今後の日本経済のグローバルな発展を根本から支えることになりますので、新司法試験から知的財産法等の選択科目を廃止することに強く反対します。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

お問い合わせ先:

日本知的財産協会

専務理事 久慈 直登

TEL: 03-5205-3431

FAX: 03-5205-3391

Email: kuji@jipa.or.jp



法曹養成制度改革推進会議 御中

2013年（平成25年）11月7日

司法試験（論文試験）から選択科目を廃止すること に反対する意見書

弁護士知財ネット

理事長 松尾和子



意見の趣旨

政府の法曹養成制度改革推進会議では、①法科大学院教育との連携、及び②司法試験受験者の負担軽減を理由として、司法試験の論文試験から選択科目を廃止を検討している（「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕）。

しかし、いずれの廃止理由についても合理的な説明がなく、以下の通り、①は趣旨不明であり、②は事実誤認であって、むしろ多様なバックグラウンドを有する法曹育成の方針に矛盾する。

従って、選択科目の廃止案には理由がない。

特に、弁護士知財ネットとしては、知的財産法を司法試験論文の選択科目から廃止することは、知財立国の国家目標のもと、多様なバックグラウンドを有する知財法曹の育成を目指してきた従来の政策に明白に反することを、本書面において訴えるものである。

今般、従来の知財立国政策を覆し、矛盾する政策決定をするのであれば、合理的な理由が示されねばならないところ、かかる理由は何ら示されていない。

以上のとおりであるから、弁護士知財ネットは、司法試験の論文試験から選択科目を廃止することに強く反対する。

意見の理由

1. 政府の法曹養成制度改革推進会議では、司法試験の論文試験から選択科目を廃止することが検討されている（「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕）。

そして、その理由は、①法科大学院教育との連携、②司法試験受験者の負担軽減である。

2. しかしながら、まず、①の理由は、その趣旨が不明である。法科大学院教育においては、それぞれが多様な先端・展開科目を学んだ上で法曹実務家となることが期待され求められている。司法試験（論文試験）における選択科目は、その成果を検証するものである。現在、選択科目の一つとなっている知的財産法についていえば、憲法、民法、刑法などの必修科目の基礎的知識を実務法曹として運用するためのリーガルマインドを備えるものであるのかどうかを、知的財産法という領域を通して問うものである。つまり知的財産問題を含めた社会からの多様な要求に応え得る法曹としての資質が問われるのは当然のことである。法科大学院で現行の選択科目を履修して単位をとれば、当該分野における法曹としての知識の運用能力を習得したものとみなすのは、非現実的である。

また、必修科目の試験のみでは、知識の量や受験技術に優るいわゆる法学既修者が有利になることはあっても、法曹としての将来性に関わる応用能力、運用能力を十分にはかることはできない。特に司法修習の期間が従来の2年（あるいは1年半）から1年間に短縮され、司法修習において、選択科目とされている法分野について、あるいはこれらの分野を通じての実務法学全体についての十分な学習時間や修習体制が確保できない状況において、直ちに複雑化した現代社会に実務法曹として受け入れさせる制度設計と相容れないことも明らかである。

また、②の理由は、現代社会に求められる法曹像（能力、資質等）

がどうであるのかの議論なしに、受験生の負担軽減が第一義的な理由になるなどということは、法曹の粗製濫造に拍車をかけるだけであって、あり得ない立論である。負担軽減をいうのであれば、選択科目の試験問題をより基本的なもの（基礎的な理解を確認するもの）とすることで対応できるはずである。

これにより、法科大学院教育（基本的な法律科目のより一層充実した学習と、現代社会に対応するための先端・展開科目の履修）との連携を図りつつ、受験生の負担軽減が達成できるはずである。

- 3 資格試験である司法試験において選択科目を課すことの意義は上述のとおりであるところ、知的財産法は、労働法、倒産法などと並んで、基礎科目の応用能力が最も強く問われる科目の一つとなっている。

すなわち、知的財産法を選択科目とすることは、民法（物権法）が主として有体物に対する支配権についての基本的枠組みを規定しているところ、知的財産法は、無体物に対する支配権を規定するものであるから、有形・無形の財産に対する法的取り扱いの基本を、客体の面からいわば立体的に学習することが求められることになり、その的確な理解は、実務法曹としての能力・資質等を問う司法試験の科目として最適である。

しかも、現時点において知的財産法は、特許法と著作権法の二つの法領域から出題されているところ、特許権は、出願人の出願行為に基づき一個の行政処分により付与される一個の排他的支配権であり、かつ絶対権であるのに対し、著作権が、法律の定めにより当然かつ無方式に発生する権利であり、各支分権の束という権利構成を採用していることや、依拠性が侵害要件になっているという意味での相対権であることなど、権利発生機序や効力等に際立った違いがあるので、これらについての基礎的理解を司法試験で問うことは、法的な規律の多様性や奥深さについての理解度を確認するのに極めて有益である。

さらに、高度に情報化した現代社会においては、企業人のみならず、青少年までが各種情報通信機器を操作して各種ソフトウェアやデジ

タルコンテンツを利用しており、まさに老若男女を問わず、一般市民生活の上においても、容易に情報の利用者、発信者になっている。

こうした現状において、知的財産を巡る法律問題は、極めて市民生活の身近に存在し得るものであって、これに的確に対処するため、実務法曹には、知的財産法の基礎的知識のみならず、無体物に対する擬律という側面からの民法や刑法等の基本法の理解も必要であり、その意味においても知的財産法を選択科目として、その理解を問うことは適切である。

- 4 そのうえ、知的財産法に強い法曹（知財法曹）を養成するというのは、平成14年の知財立国宣言以来、わが国の国家目標であり、そのために、司法試験の論文試験の選択科目に知的財産法を採用することが、内閣総理大臣を本部長とする政府の知的財産戦略本部から具体的に要求されたこともあって現行の試験制度になっている（「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画2003」（知的財産戦略本部・2003年〔平成15年〕7月8日））。

司法試験の論文試験から知的財産法を含む選択科目を廃止することは、こと知的財産法に関してみれば、知財立国政策と明らかに矛盾し、これを後退させるものでしかなく、到底、受け入れられるものではない。

知財法曹を含む知財人材の育成は、知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第22条にも裏打ちされているものであり、かつ、政府の知的財産戦略本部からは、知的財産人材の育成を重要な戦略目標として、「知的財産人材育成総合戦略」（2006年〔平成18年〕1月30日・知的創造サイクル専門調査会）なる行動計画書も公表されている。同書においても、司法試験の論文試験の選択科目として知的財産法が採用されることは所与の前提とされ、さらなる知財人材の育成策について検討されている。

知的財産を取り巻く競争環境は、益々複雑化し、かつ国際化しており、かかる分野において、的確に社会のニーズに対応するリーガルサ

ービスを提供するためには、法曹も、司法試験の段階から適切な能力担保を図っていかなければならないことは疑う余地はない。

このような、わが国の産業界の置かれている立場や、より質の高い知財リーガルサービスの提供が法曹に対して期待されている昨今の社会情勢に鑑みれば、司法試験受験生の負担軽減などという理由が、如何に社会実態と乖離した非現実的なものであるか、自ずと明らかになってくるであろう。

今般の司法試験改革の動きは、知的財産法を論文試験の試験科目から外すという点において、従前の知財立国政策と明らかに矛盾し、これに挑戦するものでしかない。国内外に誤ったメッセージを送ることは必定であり、容認するわけにはいかない。

- 5 これまでの法曹養成システムにおいては、社会に生起する様々な事件や法律問題に的確に対応するべく、理系を含め、多様なバックグラウンドを有する人材が多く法曹になるのが好ましいという政策判断のもと、法科大学院が設立され、法曹としての能力担保を図るために司法試験が実施されてきた。

知的財産法の分野においては、特許や実用新案、プログラム著作権等といった技術に関連する法制度も含まれるため、理系出身者が、その知識・経験が生かせる法分野として選択し、知的法曹を志す者が少なくない。

そして、知的財産法を選択して司法試験に合格した者は、知的財産法の基本的知識と知財リーガルマインドを備える者であるということ公証されているという捉え方もでき、知的財産法分野に詳しい弁護士を求める法律事務所や特許事務所、さらには増員された弁護士の受け皿として期待されている企業知財部・法務部等への就職活動に際して、他の法分野を選択した者との差別化が可能になるという利点もある。

選択科目として知的財産法が存在することは、このような利点があるが故に、理系のバックグラウンドを有する法学未修者に対して法曹

へのインセンティブを付与していることを見過ごしてはならない。前述のとおり、現在の必修科目だけで合否判定がなされる司法試験制度になれば、法学既修者に対する関係で、法学未修者が相対的に不利な状況に置かれると受け止められ兼ねず、これにより多様な人材をロースクールへ誘引して実務法曹として養成するというロースクールの設置理念に反する結果を招来することが懸念される。選択科目に知的財産法が存在したが故に、自身の理系のバックグラウンドが生かせるものとして司法試験に挑戦し、合格して来た者の意見をも斟酌して制度設計するべきである。

理系のバックグラウンドを有し、知的財産法を選択して司法試験に合格した者は、裁判官に任官する場合であっても、特許権等に関する訴えについての専属管轄権を有する東京地方裁判所や大阪地方裁判所、さらには、知的財産高等裁判所での活躍が期待され、また著作権事件を含む意匠権等に関する訴えは、全国の地方裁判所や高等裁判所に係属するものであるから、配属先における知的財産権事件について、重要な役割が期待される。

司法制度の人的インフラの充実という観点において、法学とは異なるバックグラウンドを有する人材に期待するというのであれば、これらの人材がロースクールに入学して、その異なるバックグラウンドの部分を専門分野ということで司法試験に取り組み、法学既修者と競い合える環境を整えない限り、気がつけば法学既修者だけの法曹となり兼ねない。

なお、ここで述べていることは、法学既修者に比べて、法学未修者の必修科目の理解度が低くても良いなどということを意味するものではない。必修科目は、まさに法曹となる以上、誰しものが理解を深めておくべき科目（法分野）であり、法学未修者であって法学以外のバックグラウンドを有するからといって、その分野の理解・学習がおざなりであってはならないことは指摘するまでもない。

さらに、司法試験は、法曹となる間口の試験にすぎず、どのような選択科目で合格しようとも、その後の研鑽なくしては、その分野の実

務法曹として社会で頼られる存在になり得ないこともまた当然である。

- 6 以上のとおり、司法試験（論文試験）における選択科目は、実務法曹に必要な基本的能力を備える者であることを確認するために重要な意義を持つものであり、さらに選択科目の一つとして知的財産法を採用することは、知財立国という国家目標の一環として実施されている事柄であり、現在、理系のバックグラウンドを有する者も含め、多くの知財法曹を養成し、実務において稼働させるための重要な手段として機能しているものである。

よって、知的財産法などの選択科目を司法試験の論文試験の試験科目とすることは、今後とも継続されるべきであり、弁護士知財ネットとしては、これを廃止することに強く反対する。

以上

法曹養成制度改革推進会議 御中

2013年(平成25年)11月7日

司法試験(論文試験)から選択科目(知的財産法を含む)を廃止することに反対する理事長声明

特定非営利活動法人

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク

理事長 久保利 英明



声明の趣旨

政府の法曹養成制度改革推進会議では、①法科大学院教育との連携、及び②司法試験受験者の負担軽減を理由として、司法試験の論文試験から選択科目(知的財産法を含む)の廃止を検討している(「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕)。

これに対し、コンテンツ文化を発展させ、エンターテインメント産業のビジネス規模を飛躍的に向上させるために、エンターテインメント業界に精通した法律家、法的視点を持った実務家の養成、研鑽を目的として設立された当法人はこの動向に強く反対する。

また、選択科目の廃止が受験者、特に未修者にとって負担軽減をもたらす保証はなく、かえって多様なバックグラウンドを有する法曹を求める国民のニーズに反するものである。

よって選択科目の廃止案には理由がない。

特に、特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークは、知的財産法を司法試験論文の選択科目から廃止することを以下の理由で厳しく批判する。

すなわち、知財立国の国家目標のもと、クール・ジャパンを総力で

達成し、日本の魅力ある文化の国際展開を実現すると共に、経済面でも日本ブランドの海外需要を喚起する国家戦略に逆行するものだからである。この施策の実現には多様なバックグラウンドを有する知財人材が不可欠である。この法的側面を担う法曹として、知的財産法に詳しく、応用能力のあるエンターテインメント・ロイヤーが多数必要である。その最前線に立つ我々としては知財戦略本部創設後10年間にわたり、営々と積み重ねてきた、エンターテインメント・ロイヤーの給源を枯渇させるような選択科目の廃止を受け入れることはできない。

以上のとおり、特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークは、司法試験の論文試験から知的財産法をはじめとする選択科目を廃止することに強く反対する。

声明の理由

1. 廃止理由「①法科大学院教育との連携」は理由にならない。

法科大学院教育においては、それぞれが多様な先端・展開科目を学んだ上で法曹実務家となることが期待され、求められている。司法試験（論文試験）における選択科目は、その成果を検証するものである。法科大学院と司法試験の連携はなんら廃止の理由にならない。

仮に、①が法科大学院で履修すれば司法試験科目から廃止しても済むという理屈であるなら、憲法・民法・刑法・両訴もまた試験科目に残す理由もない。それは司法試験無用論と異ならない。

また、仮に①が「法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図る」ために選択科目を廃止する必要があるというなら、法曹の社会的進出が多様な分野で要請されている現状を無視するもので、世界的潮流からも外れた非常識と言わざるを得ない。むしろ、知的財産法等の選択科目は基礎科目の応用能力を問うものであり、双方の科目の学習が相まって相関的かつ総合的に実務法曹としての能力を深化させるものである。この点からは選択科目の試験問題の相当性を検証することこそ求められる。

2. 廃止理由「②受験者の負担軽減」は事実誤認であり、かつ多様なバックグラウンドを有する法曹養成の基本方針と矛盾する。

廃止理由②は受験者、特に法学未修者の負担軽減をうたっている。しかし、これは事実誤認も甚だしく、新司法試験制度のもとで合格者や現在の受験者から、選択科目が負担となっているから廃止して欲しいなどと言う声はない。

そもそも、法科大学院は、社会に生起する様々な事件や法律問題に的確に対応するべく、社会人や他学部出身者など多様なバックグラウンドを有する人材が多く法曹になるのが好ましいという政策判断のもとで設立された。この判断は正鵠を射ている。

例えば、知財法選択の存在は、弁理士や理系さらには文化・芸術系

バックグラウンドを有する法学未修者に対して法曹へのインセンティブを付与している。

選択科目廃止は、かえって法学既修者に対して未修者が相対的に不利な状況に置かれかねず、法科大学院設置の趣旨に反するというべきである。

3. 知財科目の廃止は知財立国政策に反する。

知的財産法に強い法曹を養成することは、平成14年の知財立国宣言以来、わが国の国家目標となってきた。現行の選択科目の一つに知的財産法が採用されるに至ったのは、当職も本部員を勤めた内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部の具体的要求によるもの（「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画2003」（知的財産戦略本部・2003年〔平成15年〕7月8日）である。これを廃止することは過去10年間の知財立国政策と明らかに矛盾する。

知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第22条は知財法曹を含む知財人材の育成を要請している。知的財産戦略本部は、知的財産人材の育成を重要な戦略目標として、「知的財産人材育成総合戦略」（2006年〔平成18年〕1月30日・知的創造サイクル専門調査会）を策定し、司法試験の論文試験の選択科目として知的財産法が採用されることを所与の前提として、さらなる知財人材の育成策について検討し、実行してきた。当法人もこうした国家戦略を踏まえて創設され、2005年に法人化し、381人の弁護士会員を含む600人以上が会員として参加している。

知的財産を取り巻く競争環境は、益々複雑化し、かつ国際化しており、かかる分野において、的確に社会のニーズに対応するリーガルサービスを提供するためには、法曹も、司法試験準備の段階から能力の涵養を図っていかなければならないことは疑う余地がない。

そうでなければ、我が国が欧米諸国のみならずアジア近隣諸国との競争に敗退することは火を見るよりも明らかである。

今般の貴会議の検討の方向性は知的財産法を論文試験の試験科目

から外すという点において、従前の知財立国政策を否定し、今までの官民挙げての努力を水泡に帰せしめる暴論である。

4 結論

以上のとおり、知的財産法をはじめとする選択科目を司法試験の論文試験から廃止することに、強く反対する。

以上

知的財産の創造、保護及び
活用に関する推進計画

2003年7月8日

知的財産戦略本部

第5章 人材の育成と国民意識の向上

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び養成が急務である。

このため、以下の施策により、知的財産に強く国際競争力のある、弁護士・弁理士を始めとした専門人材の充実を進める。また、高度な知的財産専門人材を輩出すべく、質・量ともに充実した知的財産教育を推進するとともに、法律・技術・経営など各領域の知識に通暁した「融合系人材」の養成を推進する。さらに、知的財産教育を推進するために、知的財産実務に精通した学者・研究者を大量に養成することを目指す。

加えて、研究者、児童・生徒、大学生、社会人それぞれに対して知的財産に関するきめの細かい教育を行って国民の知的財産に対する理解を深めていく。

1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

(1) 専門人材を育成する

弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する

）2003年度以降、法曹人口の大幅な増加を図る中で、知的財産に強い弁護士を増加させる。

(司法制度改革推進本部、法務省)

）現行制度下の特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士について、新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2003年度以降検討を行う。

(司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省)

）弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討

を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。

(文部科学省、経済産業省)

) 高度な専門性、国際性等を備えた弁理士を多数育成するために、知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又はいわゆる付記弁理士のための研修の在り方について、2003年度以降検討を行う。

(文部科学省、経済産業省)

) 米国における守秘特権 (attorney-client privilege) と日本の弁理士の業務との関係につき、日本弁理士会の協力を得つつ調査を行い、関係法令による対応の可能性を含め、今後の方策につき2003年度以降検討を行う。

(経済産業省)

知的財産法を司法試験の選択科目にする

新しい司法試験においては、知的財産法の重要性や法科大学院における知的財産法関連科目の開設状況等を踏まえた選択科目について、2005年度中に検討を行う。

(司法制度改革推進本部、法務省)

法科大学院の教育と司法試験との連携を図る

法科大学院における知的財産に強い法曹の養成を実現するため、2003年度以降引き続き、法科大学院における教育内容と司法試験との有機的連携の確保を図る。

(司法制度改革推進本部、法務省、文部科学省)

(2) 知的財産に関する大学院、学部、学科の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとする

夜間法科大学院の開設など知的財産教育を進める環境を整備する

) 2003年度以降、法科大学院、技術経営大学院 (MOT [マネージメント・オブ・テクノロジー])、知的財産専門職大学院、知的財産を専攻する学部・学科について、夜間法科大学院を始め夜間の講座の開設等、社会人教育や実務家教員の参画を容易にするための各大学の取組を促す。

(文部科学省)

) 2003年度以降、法科大学院、知的財産専門職大学院、MOTの学生の経

済的負担を軽減するための措置を検討し、所要の措置を講ずる。

(文部科学省、関係府省)

）2003年度以降、技術と法律・経営といった文理融合型の人材や法科大学院、知的財産専門職大学院、MOTの各プログラムを総合的に理解した人材の充実を図るため、各大学におけるジョイント・ディグリーの取組を奨励する。

(文部科学省)

）2003年度以降、知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を、法科大学院、知的財産専門職大学院、MOT、知的財産を専攻する学部・学科の教員又は講師として積極的に活用するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院など、あらゆる段階における知的財産教育を推進する

ア) 法科大学院における知的財産教育を推進する

）2004年度以降、法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験をも重視して、専任教員に関する審査を行う。

(文部科学省)

）2003年度以降、知的財産に重点を置いた法科大学院の設置が可能となるよう、設置の審査においては、理工系大学を含めて、各大学の創意工夫に基づく科目の開設や必修単位の設定を尊重する。

(文部科学省)

）2004年度以降、各法科大学院の入学者選抜方針に基づく入学試験における理系出身者への配慮や、法科大学院の学生が他の大学院等における技術系科目を受講できるようにするといった法科大学院の自主的な取組を促す。

(司法制度改革推進本部、文部科学省)

）米国LLM(法学修士コース)なども参考にして、知的財産専門家の教育を充実させる法科大学院の自主的な取組を促す。

(文部科学省)